

首都大学東京大学院人間健康科学研究科長期履修制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は首都大学東京大学院学則（以下「大学院学則」という。）第15条の規定に基づき、首都大学東京大学院人間健康科学研究科における「長期にわたる教育課程の履修」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期履修制度の実施)

第2条 長期履修（大学院学則第15条に規定する計画的な履修をいう。以下同じ。）の制度は、理学療法科学域、作業療法科学域、放射線科学域、フロンティアヘルスサイエンス学域及びヘルスプロモーションサイエンス学域において実施する。

(申請資格)

第3条 長期履修を申請できる者は、本学大学院に入学する者及び本学大学院の在学生（課程修了予定年次の者を除く。）であって、次の各号の一に該当し、大学院学則第12条第1項に規定する標準修業年限内での修業が困難な者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 出産、育児、介護を行なう必要がある者
- (3) その他、研究科において適当と認める者

(長期在学期間)

第4条 長期履修の期間（以下「長期在学期間」という。）は1年単位とし、大学院学則第14条第1項に規定する在学年限の範囲内とする。

- 2 休学の期間は、前項の長期在学期間に算入しない。
- 3 長期履修を認められた場合も、大学院学則第14条第1項の在学年限を越えて在学することはできない。

(申請)

第5条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を、別に定める期日までに、人間健康科学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) 長期履修が必要であることを証明する書類

(長期在学期間の変更)

第6条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）のうち入学時に

認められたものが、当該長期在学期間の短縮を希望する場合は、別に定める期日までに、長期在学期間短縮申請書（様式第2号）を研究科長に提出するものとする。

- 2 長期在学期間の短縮は在学中1回に限るものとし、短縮を認めることのできる期間は、大学院学則第12条第1項に規定する標準修業年限までとする。
- 3 長期履修学生のうち在学中に長期履修を申請し、これを認められた者については、当該履修期間の短縮を認めない。
- 4 長期在学期間の延長は認めない。

（許可）

第7条 第5条及び前条第1項の申請に対しては、学域別教授会、教務委員会研究科部会及び研究科教授会の議を経て、研究科長が許可する。

（長期履修の許可の取り消し）

第8条 長期履修学生が、学生としての本分に反する行為をしたとき又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、研究科長は、長期履修の許可を取り消すことができる。

（授業料）

第9条 長期履修学生の授業料の年額は、「公立大学法人首都大学東京の授業料その他の料金を定める規則」の定めるところによる。

（その他）

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、研究科長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士前期課程については、平成22年度入学者から、博士後期課程については、平成21年度入学者から適用する。